

令和2年4月

ご担当医・ご関係者 各位

明治ケトン・フォーミュラ（817-B）のご申請につきまして

平素は特殊ミルク供給事業にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、かねてより特殊ミルク情報誌等でもご案内をさせていただいておりますとおり、特殊ミルクの供給量につきましては年々増加傾向にあり、様々な事由により大量生産が出来るものでもございません為、需給が厳しく、特に明治ケトン・フォーミュラ（817-B）につきましてその傾向が顕著となっております。

かねてより、特殊ミルクの使用に関しては、対象疾患が先天代謝異常症のみならず、内分泌、消化器、腎、神経など多岐にわたるため、その適正使用に向けた治療ガイドの出版が求められていました。このたび日本小児医療保健協議会（四者協）治療用ミルク安定供給委員会の編集で特殊ミルク治療ガイドブック（診断と治療社）が、2020年4月27日発行される運びとなりましたので、ご担当医・ご関係者各位におかれましては、是非ご活用をいただきますようお願い申し上げます。またこれによりまして、明治ケトン・フォーミュラ（817-B）の今後のご申請につきましては、当該ガイドブックの記載に準拠して、ご申請等をしていただく予定としております。

なお申請方法の詳細等につきましては、ホームページ等により追ってご案内させていただきますので、併せましてよろしくようお願い申し上げます。

- ・代謝異常児等特殊ミルク供給事業「安全開発委員会」
- ・特殊ミルク事務局

ご担当医・ご関係者 各位

明治ケトン・フォーミュラ（817-B）のご申請につきまして（申請方法等）

平素は特殊ミルク供給事業にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月付の「明治ケトン・フォーミュラ（817-B）のご申請につきまして」でご案内をいたしました標記 **817-B（登録外）** の申請方法につきましては、当該ミルクの需給状況を鑑みまして、6月より下記のとおり実施させていただく予定としております。

どうぞご理解とご協力の程を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 難治てんかん（**登録外** 817-B）の申請

（1）新規申請 → 「特殊ミルク供給申請書」及び「ケトンフォーミュラ供給補足申請書（新規用）」を提出。

（2）継続申請 → 「特殊ミルク供給申請書」及び「ケトンフォーミュラ供給補足申請書（難治てんかん継続用）」を提出。

2. 難治てんかん以外（**登録外** 817-B）の申請

（1）新規申請 → 「特殊ミルク供給申請書」及び「ケトンフォーミュラ供給補足申請書（新規用）」を提出。

（2）継続申請 → 「特殊ミルク供給申請書」及び「ケトンフォーミュラ供給補足申請書（難治てんかん以外継続用）」を提出。

※上記「各種補足申請書」は特殊ミルク事務局 HP よりダウンロードしてご使用ください。<http://www.boshiaiikukai.jp/milk.html>

※「特殊ミルク治療ガイドブック（日本小児医療保健協議会（四者協）治療用ミルク安定供給委員会 編）」の「難治てんかん」の記載内容に準じて供給可否の判断を行いますので、各医療機関におかれましては、ガイドブック記載の申請条件等をご確認のうえご提出ください。

※記載内容に不足や不備がございますとご対応が出来ませんのご注意ください。

※従来供給を受けていた症例の場合におきましても、供給が出来なくなる場合がございますので予めご承知おきください。

※「**登録** 817-B」の適応疾患は、「グルコーストランスポーター1欠損症」及び「ピルビン酸脱水素酵素複合体異常症」の二疾患のみとなります。

◎特殊ミルクは、乳幼児の治療を目的とした「母乳代替品」となります。成長して通常食等で治療が行える場合などは、本特殊ミルク以外の食材を使用した治療への切り替えのご検討をぜひお願い申し上げます。

- ・代謝異常児等特殊ミルク供給事業「安全開発委員会」
- ・特殊ミルク事務局